

ID: 1157

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	改善命令（第110条の規定の準用）		
法令名 根拠条項	マンションの建替えの円滑化等に関する法律 第116条		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】 準用する法第110条の規定による。 (改善命令)</p> <p>第110条 市町村長は、認定賃貸人等が認定賃借人居住安定計画に従って認定賃借人の居住の安定を確保していないと認めるとき又は勧告マンションの建替えを行っていないと認めるときは、当該認定賃貸人等に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。ただし、勧告マンションの建替えを行うべき旨の命令は、当該勧告マンションから認定賃借人がすべて移転した場合に限り、することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日